

3 文化振興・消費生活・スポーツ・交通安全・人権・青少年・男女共同参画等
(生活文化スポーツ部)

審議会等の名称	栃木県社会貢献活動促進懇談会		附属機関以外
事務局担当課	生活文化スポーツ部県民協働推進課	TEL	028-623-3422
設置根拠等	栃木県社会貢献活動促進懇談会設置要綱		
設置年月日	平成15(2003)年3月18日	委員数	定数 20名以内 選任 16名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 県が行う社会貢献活動関連事業に関する事項 2 とちぎボランティアNPOセンターの運営に関する事項 3 その他前2号に関連する事項		

審議会等の名称	栃木県青少年健全育成審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部県民協働推進課	TEL	028-623-3076
設置根拠等	栃木県青少年健全育成条例		
設置年月日	昭和52(1977)年1月1日	委員数	定数 17名以内 選任 16名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 青少年の健全な育成に関する基本的な計画の策定、変更及び重要事項を調査審議すること 2 青少年健全育成条例に基づく優良興行・図書等の推奨について調査審議すること 3 上記条例に基づく有害興行・図書等・がん具類などの指定について調査審議すること 4 上記条例に基づく指定の解除について調査審議すること		

審議会等の名称	栃木県地域日本語教育連携調整会議		附属機関以外
事務局担当課	生活文化スポーツ部県民協働推進課	TEL	028-623-3422
設置根拠等	栃木県地域日本語教育連携調整会議設置要綱		
設置年月日	令和3(2021)年6月8日	委員数	定数 20名以内 選任 10名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 本県における外国人住民等に対する日本語教育の施策の方向性に関すること 2 その他本県の日本語教育の推進に関し必要な事項に関すること		

審議会等の名称	栃木県文化功労者選考委員会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部文化振興課	TEL	028-623-2153
設置根拠等	栃木県附属機関に関する条例 栃木県文化功労者選考委員会規則		
設置年月日	昭和 27 (1952) 年 12 月 1 日	委員数	定数 12 名以内 選任 12 名
公開・非公開	非公開		
審議事項等	栃木県文化功労者の候補者を選考し、推薦すること		

審議会等の名称	栃木県文化振興審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部文化振興課	TEL	028-623-2153
設置根拠等	栃木県文化振興条例 栃木県文化振興審議会規則		
設置年月日	平成 20 (2008) 年 4 月 1 日	委員数	定数 20 名以内 選任 16 名
公開・非公開	公開		
審議事項等	栃木県文化振興条例の規定により権限に属せられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議する		

審議会等の名称	栃木県文化財保護審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部文化振興課	TEL	028-623-3424
設置根拠等	文化財保護法 栃木県文化財保護審議会条例		
設置年月日	昭和 51 (1976) 年 4 月 1 日	委員数	定数 20 名以内 選任 17 名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 知事の諮問に応じて文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議すること 2 文化財の保存・活用に関する重要事項について知事に建議すること		

審議会等の名称	栃木県立美術館美術資料選考評価委員会		附属機関以外
事務局担当課	生活文化スポーツ部文化振興課	TEL	028-621-3566
設置根拠等	栃木県美術作品等取得要綱		
設置年月日	昭和48(1973)年1月13日	委員数	定数 15名以内 選任 7名
公開・非公開	非公開		
審議事項等	美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価を適正かつ円滑に行う		

審議会等の名称	栃木県立美術館評議員会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部文化振興課	TEL	028-621-3566
設置根拠等	博物館法 栃木県立美術館条例 栃木県立美術館管理規則		
設置年月日	昭和47(1972)年7月11日	委員数	定数 15名以内 選任 11名
公開・非公開	公開		
審議事項等	美術館の運営に関し館長の諮問に応じ、又は建議すること		

審議会等の名称	栃木県立博物館協議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部文化振興課	TEL	028-634-1311
設置根拠等	博物館法 栃木県立博物館条例 栃木県立博物館管理規則		
設置年月日	昭和57(1982)年4月1日	委員数	定数 20名以内 選任 17名
公開・非公開	公開		
審議事項等	博物館の運営に関し、館長の諮問に応じ又は建議すること		

審議会等の名称	栃木県スポーツ推進審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	TEL	028-623-3416
設置根拠等	スポーツ基本法 栃木県スポーツ推進審議会条例		
設置年月日	昭和37(1962)年4月1日	委員数	定数 20名以内 選任 20名
公開・非公開	公開		
審議事項等	県のスポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要事項の調査 審議		

審議会等の名称	栃木県自転車活用推進計画策定委員会		附属機関以外
事務局担当課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	TEL	028-623-3416
設置根拠等	栃木県自転車活用推進計画策定委員会設置要綱		
設置年月日	令和元(2019)年11月8日	委員数	定数 12名以内 選任 10名
公開・非公開	原則公開		
審議事項等	栃木県自転車活用推進計画の策定及びフォローアップに関すること		

審議会等の名称	栃木県交通安全対策会議		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部くらし安全安心課	TEL	028-623-2185
設置根拠等	交通安全対策基本法 栃木県交通安全対策会議条例		
設置年月日	昭和45(1970)年10月12日	委員数	定数 25名以内 選任 21名 ただし、委員数に会長(知事)を含まず
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 県交通安全計画(5ヵ年)の作成とその実施の推進 2 県交通安全実施計画(単年度)の作成とその実施推進 3 都道府県並びに関係指定行政機関及び関係市町間の連絡調整		

議会等の名称	栃木県消費生活安定対策審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部くらし安全安心課	TEL	028-623-2135
設置根拠等	栃木県附属機関に関する条例 栃木県消費生活条例 栃木県消費生活安定対策審議会規則		
設置年月日	昭和51(1976)年4月1日	委員数	定数 15名以内 選任 15名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 消費生活の安定及び向上を図るための重要な施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議 2 栃木県消費生活条例の規定による県の基準の設定・不適正な取引行為の指定等の調査審議		

審議会等の名称	栃木県消費者苦情処理審査会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部くらし安全安心課	TEL	028-623-2135
設置根拠等	栃木県附属機関に関する条例 栃木県消費生活条例 栃木県消費者苦情処理審査会規則		
設置年月日	昭和51(1976)年4月1日 必要の都度設置	委員数	定数 10名以内 選任 0名
公開・非公開	部分公開		
審議事項等	1 栃木県消費生活条例の規定による消費者苦情に係るあっせん及び調停 2 栃木県消費生活条例の規定による消費者に対する訴訟の費用に充てる資金の貸付けの適否等の調査審議		

審議会等の名称	栃木県消費者教育推進地域協議会		附属機関以外
事務局担当課	生活文化スポーツ部くらし安全安心課	TEL	028-623-2135
設置根拠等	栃木県消費者教育推進地域協議会設置要綱		
設置年月日	平成28(2016)年2月1日	委員数	定数 15名以内 選任 15名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、協議会の構成員相互の情報交換及び調整を行うこと 2 栃木県消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること		

審議会等の名称	栃木県人権施策推進審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課	TEL	028-623-3027
設置根拠等	栃木県人権尊重の社会づくり条例		
設置年月日	平成15(2003)年4月1日	委員 数	定数 25名以内 選任 19名
公開・非公開	公開		
審議事項等	人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針の策定・変更及び重要事項の調査審議		

審議会等の名称	栃木県男女共同参画審議会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課	TEL	028-623-3074
設置根拠等	栃木県男女共同参画推進条例		
設置年月日	平成15(2003)年4月1日	委員 数	定数 20名以内 選任 18名
公開・非公開	公開(ただし、苦情等調査部会は非公開)		
審議事項等	県の策定する男女共同参画計画や男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議及び知事に意見を述べること		

審議会等の名称	栃木県いじめ再調査委員会		附属機関
事務局担当課	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課	TEL	028-623-3075 028-623-3027
設置根拠等	栃木県いじめ再調査委員会条例		
設置年月日	平成26(2014)年10月15日 必要の都度設置	委員 数	定数 5名以内 選任 0名
公開・非公開	非公開		
審議事項等	いじめ防止対策推進法の施行に伴い、学校の設置者等による重大事態の調査の結果について調査(=再調査)する		